

奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会設置要綱

(目的)

第1条 県が設置する社会教育センター研修施設に係る指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者について厳正かつ公平に選定審査を行うため、奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審査し、意見を述べるものとする。

- 一 指定管理者の指定を受けようとする者から提出された事業計画書の内容
- 二 指定管理者の指定を受けようとする者の事業遂行能力
- 三 その他指定管理者の選定を行うにあたって必要な事項

(委員)

第3条 審査会の委員は、5名以内とする。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し主宰する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 この要綱の施行日以後最初に開かれる審査会は、第5条第1項の規定にかかわらず、人権・地域教育課長が招集する。

(除斥)

第6条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員は、第2条の所掌事項の処理に関し知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置期間)

第8条 審査会の設置期間は、指定管理者の選定を行う年度の年度末とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、教育委員会事務局人権・地域教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

平成24年8月20日

奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会の議事の公開について（案）

奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会設置要綱第10条の規定に基づき、審査会の議事の公開方法について、下記のとおり定める。

1 審査会の会議は、原則公開する。

ただし、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号に規定する不開示情報に関して、会長が必要と認めるときは非公開とする。

2 会議の終了後速やかに、審査会の議事概要を県ホームページ上で公開する。

3 傍聴に係る手続及び遵守事項等については、別に要領を定める。

審議会等の会議に関する公開について

「審議会等の会議の公開に関する指針（平成20年4月1日施行）」による

1 会議の原則公開

審議会等の会議は、原則公開

2 会議を公開しない場合

審議会等が、次の事項に該当する場合は、非公開とすることができます

(1) 法令等に特別な定めがある場合

(2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合

※ 不開示情報＝奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）

第7条各号に掲げる情報

- ・法令秘に関する情報（第1号）
- ・個人に関する情報（第2号）
- ・法人等に関する情報（第3号）
- ・公共の安全等に関する情報（第4号）
- ・審議、検討等に関する情報（第5号）
- ・事務又は事業に関する情報（第6号）
- ・議会の会派又は議員の活動に関する情報（第7号）

○法人等に関する情報（第3号）

営業上のノウハウ、社会的信用等

○審議、検討等に関する情報（第5号）

事務及び事業に関する意思決定に至るまでの審議等の情報

※ 外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議運営が著しく阻害される恐れがある場合（審議妨害、委員への圧力等）

奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会 傍聴要領（案）

奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会

1 目的

この要領は、奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続

- (1) 会議への入場は、会長から傍聴の許可を得た後、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則10名とします。なお、報道関係者がいる場合は、これとは別に傍聴席を設けます。
- (4) 会議は原則公開とするが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、会長の判断により非公開となる場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

○入場時の事項

- (1) 各事業の審議途中での入場は認めません。
- (2) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場を認めません。

○傍聴中の事項

- (1) 会場において、審議に入る前を除き、会議の模様を撮影し、録音等を行うことは認めません。
- (2) 各事業の審議途中での退場は認めません。
- (3) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (4) 傍聴者の発言は、認めません。
- (5) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないで

ください。

- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗もしくは垂れ幕の類を掲げる等、公然と態度を表明する行為をしないでください。
- (7) 食事及び喫煙をしないでください。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障なる行為をしないでください。

4 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、入場拒否または退場していただきます。

(付則)

この要領は、平成24年8月20日から施行します。

第2回奈良県社会教育センター研修施設指定管理者選定審査会 プレゼンテーション実施要領（案）

1 日 時：平成24年9月19日（水）

2 場 所：奈良県庁5階 第1会議室

（控え室を用意しておりますので15分前に、人権・地域教育課にご集合ください。）

3 出席人数：1応募団体あたり6名以内（グループの場合もグループで6名以内）

4 実施方法

(1) 各応募事業者の持ち時間：15分

（入室後「開始してください」と宣告してから「終了時間です」と宣告するまでの時間です。質疑応答の時間は含みません。）

(2) プrezentationの順序

①事業者名、当日の出席者をまず述べてください。

②提出いただいた事業計画により、アピールしたい点を中心に計画の概要等を説明してください。（終了1分前に「残り時間1分です。」とお知らせします。）

③審査委員及び事務局からの質疑応答を10分間とりますので、質問にお答えください。

◇留意点

- 提出していただいた事業計画書以外に追加で資料を配布、提出することはできません。

- 「パワーポイント」等のプレゼンテーションツールによる説明は可能とします。

この場合、スライドを印刷の上、追加資料として提出してください。

【配席図】

